

熊本県公報

第 1 1 5 1 8 号
平成 19 年 2 月 26 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

| | | |
|---------------------------|--------------|---|
| ○ 保安林の指定に関する予定 | (森林保全課) | 1 |
| ○ 道路の位置指定 | (建築課) | 1 |
| ○ " " | (") | 2 |
| ○ " " | (") | 2 |
| ○ " " | (") | 2 |
| ○ 平成 19 年度電子計算機用データ入力業務委託 | (情報企画課) | 2 |
| ○ 土地改良区役員の退任 | (農村計画・技術管理課) | 5 |
| ○ 換地処分 | (農村整備課) | 5 |
| ○ " " | (") | 5 |
| 登 載 依 頼 | | |
| ○ 熊本県高齢者保健推進協議会の開催 | (高齢者支援総室) | 5 |
| ○ 熊本県地域リハビリテーション推進協議会の開催 | (") | 5 |

告 示

熊本県告示第 166 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。
平成 19 年 2 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市柵宇土町字龍神 1、11 の 1、12 の 7、13 の 1、13 の 2、16 の 2、23 の 9、23 の 10、23 の 27 から 23 の 29 まで、23 の 31、23 の 33、23 の 40、23 の 43、23 の 44、23 の 58、字藤ノ尾 34 の 1、34 の 5 から 34 の 10 まで、34 の 13、34 の 17、34 の 18、34 の 24、34 の 28、34 の 34、34 の 36、34 の 39、34 の 43、34 の 45、34 の 46、34 の 49、34 の 51、34 の 52、35、字浅木場 2826 の 1、2826 の 4、2826 の 5
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字龍神 23 の 40、字藤ノ尾 34 の 7、34 の 8、34 の 45、34 の 46、字浅木場 2826 の 4、字龍神 11 の 1・13 の 1・23 の 29・23 の 31・23 の 33・字藤ノ尾 34 の 5・34 の 6・34 の 9・34 の 18・34 の 36・34 の 43・35・字浅木場 2826 の 1（以上 13 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第 169 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成 19 年 2 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 玉名市岱明町浜田 642 番地 2
- 2 築造者の氏名 中山清
- 3 道路の位置 玉名市岱明町浜田字辻 131 番 1 及び同 135 番 4
- 4 道路の幅員 6.00 メートル
- 5 道路の延長 57.50 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 2 月 7 日
- 7 指定番号 玉名景建第 71 号

熊本県公告第 170 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成 19 年 2 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市江津一丁目 15 番 6 号
- 2 築造者の氏名 株式会社横田産業
- 3 道路の位置 下益城郡富合町大字廻江字江端 618 番 1
- 4 道路の幅員 6.00 メートルから 7.18 メートルまで
- 5 道路の延長 68.28 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 2 月 1 日
- 7 指定番号 宇城景建第 47 号

熊本県公告第 171 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成 19 年 2 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市平田二丁目 23 番 18 号エレガンスビル 2F
- 2 築造者の氏名 株式会社小田建ホーム
- 3 道路の位置 宇城市不知火町亀松字築合 131 番 10 及び水路の一部
- 4 道路の幅員 6.11 メートル
- 5 道路の延長 82.06 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 2 月 13 日
- 7 指定番号 宇城景建第 49 号

熊本県公告第 172 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成 19 年 2 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 宇城市不知火町亀松 122 番地 2
- 2 築造者の氏名 高田安雄
- 3 道路の位置 宇城市不知火町亀松字築合 127 番 5 並びに里道及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 20.47 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 2 月 13 日
- 7 指定番号 宇城景建第 50 号

熊本県公告第 173 号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成 19 年 2 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称及び数量
 - ア 電子計算機用データ入力業務（給与部門） 一式
 - イ 電子計算機用データ入力業務（総務部門） 一式
 - ウ 電子計算機用データ入力業務（衛生部門） 一式
 - エ 電子計算機用データ入力業務（その他部門） 一式
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 1 の (1) 記載の各業務ごとにそれぞれ入札に付する。入札金額は、データ 1 件

- 当たりの単価とし、小数点第 2 位まで記載すること。また、当該単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6 の（4）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 平成 19 年 2 月 1 日現在において、同種の営業を 2 年以上営んでいること。
- (6) 電子計算機用データ入力に係る機械及び設備を備えていること。
- (7) 受注及び納品について、次の要件を満たすこと。
ア 熊本県の休日を守る条例（平成元年熊本県条例第 10 号）に規定する休日以外の日に、1 日 2 回（午前 11 時、午後 4 時）5 に記載の場所において、受注及び納品をすることができること。
イ アの日時以外でも県が業務執行上必要と判断する場合においては、県の求めに応じて、随時に 5 に記載の場所において、受注または納品をすることができること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 2 月 23 日（金）から平成 19 年 3 月 5 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 2 月 23 日（金）から平成 19 年 3 月 15 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県地域振興部情報企画課システム班（熊本県庁行政棟新館 9 階）
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 3090 ダイヤルイン 096-333-2146
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 2 月 23 日（金）から平成 19 年 3 月 15 日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時
平成 19 年 3 月 5 日 (月) 午後 3 時 30 分から

イ 場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟新館 9 階情報企画課内

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時
平成 19 年 3 月 16 日 (金) 午後 2 時から

イ 場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟新館 9 階情報企画課内

(5) 入札書の提出方法

6 の (4) 記載の場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは 5 に記載の場所に平成 19 年 3 月 15 日 (木) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。

7 その他

(1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった単価に仕様書に記載する各名称ごとの予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (4) 記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

ケ 2 以上の意思表示をした入札

コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

(5) 最低制限価格

無

(6) 契約の締結

ア 契約書作成の要否

要

イ 契約の締結期限

落札者決定の日から 14 日以内とする。

ウ 落札者からの契約締結の申出期限

落札者決定の日から 7 日以内とする。

(7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、入札金額に仕様書に記載する予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を

提出したとき。

- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 174 号

球磨郡山江村川辺川総合土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があった。
平成 19 年 2 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|---------------------|
| 理 事 | 赤 坂 英 二 | 球磨郡相良村大字川辺 210 番地 9 |

熊本県公告第 175 号

県営宇城東部地区（永富工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成 19 年 2 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 176 号

県営宇城東部地区（坂貫工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成 19 年 2 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登載依頼

熊本県高齢者保健推進協議会公告第 1 号

熊本県高齢者保健推進協議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。
平成 19 年 2 月 26 日

熊本県高齢者保健推進協議会 会長 岩 下 直 昭

- 1 開催日時
平成 19 年 3 月 23 日（金）午前 10 時 30 分から 12 時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園 28-51
熊本テルサ 2 階 りんどう・つばきの間
- 3 議題
 - (1) 本年度の各部会の協議結果報告
 - ア 生活習慣病部会
 - イ リハビリテーション部会
 - (2) 全体協議
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続き
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得た上で、会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県高齢者保健推進協議会事務局（熊本県健康福祉部高齢者支援総室）
電話 096-383-1111 内線 7104

熊本県地域リハビリテーション推進協議会公告第 1 号

熊本県地域リハビリテーション推進協議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。
平成 19 年 2 月 26 日

熊本県地域リハビリテーション推進協議会

- 1 開催日時
平成 19 年 3 月 8 日（木）午後 3 時 30 分から 5 時まで
- 2 開催場所

熊本市水前寺公園 28-51
熊本テルサ 3階 たいじゅの間

3 議題

- (1) 平成18年度の活動状況報告
 - ア 県地域リハビリテーション支援センター
 - イ 各地域リハビリテーション広域支援センター
- (2) 平成19年度の事業計画(案)について
- (3) 市町村介護予防事業の評価・支援について
- (4) その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続き

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得た上で、会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県地域リハビリテーション推進協議会事務局(熊本県健康福祉部高齢者支援総室)

電話 096-383-1111 内線 7115